

# 入札参加資格審査申請の追加受付のお知らせ

本宮市では、「平成19・20年度入札参加資格審査申請」の追加受付を次のとおり行っています。

## 受付

望する方

### ●受付期間

2月1日（金）～2月29日（金）  
（土曜、日曜および祝祭日は除きます。）

資格の有効期限

平成20年4月1日  
～平成21年3月31日（1年間）

### ●受付時間

午前の部 午前9時～正午  
午後の部 午後1時～午後4時

### 提出書類

入札参加資格審査申請書ほか

※詳しくは、本宮市ホームページ

（入札・契約）をご覧ください。

◆提出先・問い合わせ先

財政課 契約係（☎内線213）

建設工事、測量等の委託、製造、物品の購入、修繕および役務の提供の契約に際して市が行う競争入札に参加するためには、あらかじめ「入札参加資格審査申請」を行い、「入札参加資格者名簿」に記載されている必要があります。

**受付対象者**  
本宮市が平成20年度において発注する建設工事、測量等の委託、製造、物品の買入れ、修繕および役務の提供の競争入札に参加を希

## 浄化槽は「毎年1回以上の清掃」が必要です



浄化槽の管理者は、「毎年1回以上、浄化槽の清掃を行うこと」が法律で義務付けられています。この機会に、清掃の実施状況をご確認ください。

また、市内に設置されている浄化槽の清掃は、安達地方広域行政組合の許可を受けた清掃業者でなければ行うことができませんので、ご注意ください。

※浄化槽は微生物などにより汚水を処理する装置です。通常1年程度経過すると、浄化槽の中の汚泥やスカム（水面に浮上した固形物）がたまり、それらが水質の低下や悪臭の原因となります。

浄化槽を維持管理するうえで、少なくとも年1回以上の清掃は必要となります。

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道 業務係（☎63-1132）

## 私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

～裁判員制度が平成21年5月から始まり～

### 裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の皆さんに、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めもらう制度です。

原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告します。

### 裁判員は辞退できるの？

裁判員は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。

ただし、学生や70歳以上の人、重い病気やけが、同居の親族の介護・養育などの事情で、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人などは、辞退することができます。

### 裁判員として仕事を休むと会社で不利益を受けませんか？

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。

また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止しています。

### 日当などはもらえるの？

裁判所に来ていただく日の日当や交通費のほか、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合は宿泊費が支払われます。

### 裁判員はどのようにして選ばれるの？

選挙権を有する方（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることができます。

### 【簡単な選任の流れ】

- ①選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判員候補者名簿を作ります。
- ②事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から更にくじでその事件の裁判員候補者を選びます。
- ③裁判所で、裁判員候補者の中から裁判員を選ぶための手続を行います。

## A 裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



- ①人を殺した場合（殺人）
  - ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
  - ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
  - ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
  - ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
  - ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
  - ⑦子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）
- などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

◆問い合わせ先 福島地方裁判所 ☎024-534-2156

## Q どのような事件を扱うのですか？



総合計画の審議を行う、委員の皆さん

**総合計画とは**  
地方自治法の規定により策定する市の最上位計画となるもので、地域の実情に応じた総合的・計画的な行政運営を図るための指針となるものです。

## 本宮市のまちづくりの基本方針を審議「本宮市総合計画審議会」を開催

本宮市の今後のまちづくりと行財政運営の将来を展望し、発展の方向性とその実現に向けた基本方針を明らかにするための総合計画を審議する、第1回「本宮市総合計画審議会」が、12月19日に本宮市役所で開かれました。

はじめに、佐藤市長から公募委員を含む市民の代表者18人に辞令が交付され、会長に遠藤達男さん（荒井字荒井）、副会長に鈴木權さん（本宮字太郎丸）が選任されました。

審議会は、市が提案した「本宮市総合計画（案）」について審議を行い、平成20年秋頃には、審議結果をまとめた答申書を市に提出する予定です。